

# 第1章 都市計画マスタープランとは

## 1-1 高浜町都市計画マスタープランの役割と位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に基づく法定計画であり、主に次のような役割があります。

### ①都市づくりの方向性や実現すべき都市の構造を明確にする

- ・目指すべき都市の姿、土地利用や道路整備のあり方など、都市づくりの骨格的な考え方を示します。

### ②具体的な都市計画の決定・変更の指針となる

- ・土地利用の規制・誘導、道路や公園の計画などの具体の都市計画を決定・変更する際の指針となります。

### ③個別の都市計画・都市づくりや関連するまちづくり分野間の相互調整を図る

- ・都市計画分野だけでなく、自然環境保全・景観形成・防災等の関連分野、さらには地域が主体となった協働のまちづくりとの相互調整を図り、一体的な都市づくりを目指します。

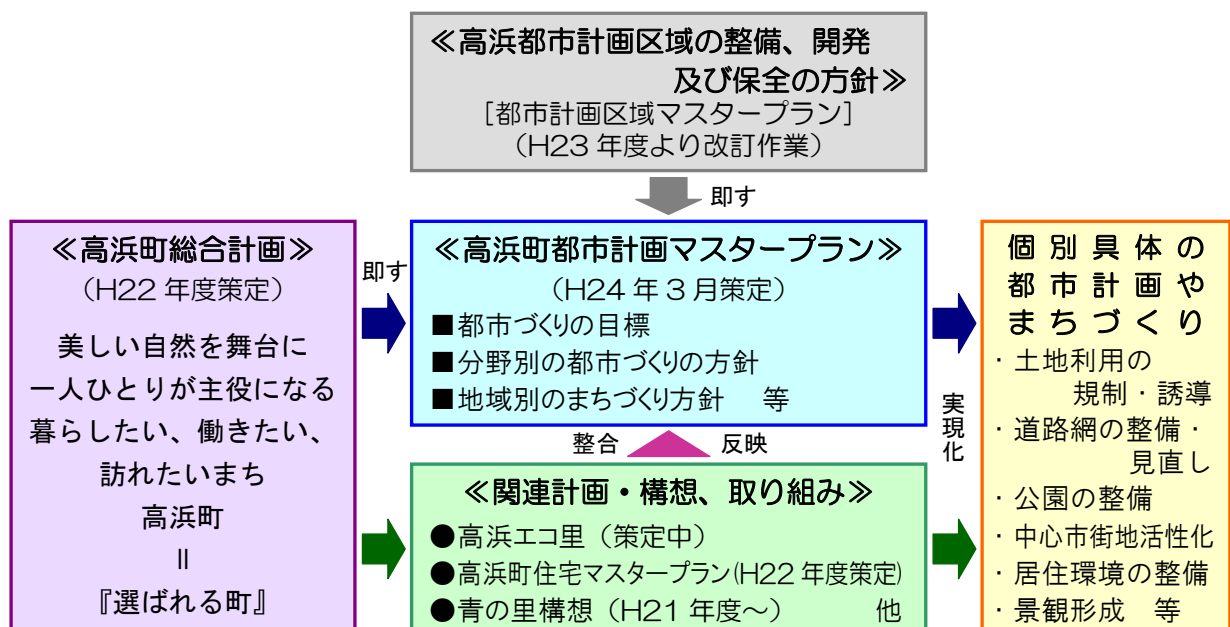
### ④住民・団体・事業者の合意形成を図り、協働のまちづくりを推進する

- ・都市づくりの考え方を住民・団体・事業者・行政が共有することで、事業や施策への合意形成を容易にするとともに、まちづくりへの多様な主体の参画を推進します。

人口減少や少子化・高齢化の進展、環境問題の深刻化、地方分権改革の進展、行財政の逼迫などに伴い、都市づくり・まちづくりのあり方は大きな転換期を迎えています。又、多様化・高度化する住民のニーズに対応するため、より質の高い都市づくり・まちづくりが求められています。

高浜町都市計画マスタープラン（以下「本計画」という。）は、高浜町の将来ビジョンや今後 10 年間の施策などを示した「高浜町総合計画」等に即して定められ、これを実現するための都市計画や都市づくりの分野を中心とする総合的な指針（具体的な方向性を定めるルールの 1 つ）として位置づけられます。

今後の都市計画や都市づくり、又、住民との協働によるまちづくりは、本計画の方針に基づいて、戦略的・効果的に取り組んでいきます。



## 1-2 高浜町都市計画マスタープランの基本的事項

### (1) 策定の基本事項

#### ①対象区域

土地利用の規制・誘導、都市機能の配置、都市施設の整備など主に都市計画分野に関する事項については都市計画区域を対象とし、自然環境の保全や景観形成、地域コミュニティの維持、観光や交流の促進などについては、高浜町全域を対象とします。



高浜町都市計画マスタープランの対象区域

#### ②目標年次

長期的な展望を予測しつつ、概ね 20 年後の平成 43 年度を目標年とし、概ね 10 年後の平成 33 年度を中間年とします。

### (2) 高浜町都市計画マスタープランの構成と内容

本計画は、次のような内容で構成しています。

